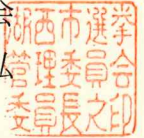


湖西市選挙管理委員会規程第4号

市の議会議員及び長の選挙運動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月3日

湖西市選挙管理委員会
委員長 西川 睦 弘



市の議会議員及び長の選挙運動に関する規程の一部
を改正する規程

市の議会議員及び長の選挙運動に関する規程（昭和42年湖西市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（（選挙事務所の設置及び届出））」を削り、「よつてしなければならない」を「よらなければならない」に改め、同条第2項中「（（推薦届出者の代表者である旨の証明））」を削る。

第3条第1項中「第141条第6項（（自動車、船舶、拡声機の表示））」を「第141条第5項」に、「を用いてしなければならない」を「による」に改め、同条第3項中「にあつて」を「にあつて」に改める。

第4条第1項中「又は」を「、又は」に、「申請しなければならない」を「申請をしなければならない」に改める。

第5条中「又は候補者」を「若しくは候補者」に、「なくなつた」を「なくなつたとき」に改め、「。以下同じ」を削り、「とき、又は」を「又は」に改める。

第6条第1項中「（以下「選挙運動用ビラ」という。）」を削り、同条第2項中「選挙運動用ビラ」を「ビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）」に改める。

第6条の2中「前条の」を削る。

第 6 条の 3 の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第 5 項中「第 6 条の 2」を「前条」に改める。

第 7 条中「（（新聞広告））」を削る。

第 8 条中「（（公営施設使用の個人演説会等の開催の申出））」を削り、「市町村の議会の議員及び長の選挙における個人演説会開催申出書の様式」を「町の議会の議員及び長の選挙における個人演説会開催申出書の様式」に改め、「の文書」を削り、「申し出なければならない」を「申出をしなければならない」に改める。

第 9 条中「（（個人演説会開催の可否に関する管理者の通知））」を削り、「よつて」を「より」に、「かかる」を「係る」に改める。

第 10 条第 1 項中「（（公営施設使用の個人演説会））」を削り、「提出しなければならない」を「提出をしなければならない」に改める。

第 11 条第 1 項中「（（個人演説会の施設の設備等の公表））」及び「（（納付すべき費用））」を削る。

第 12 条中「（（自ら行う設備））」を削る。

第 13 条の見出し中「なつた」を「なつた」に改め、同条中「なつた」を「なつた」に、「かかる」を「係る」に改める。

第 14 条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条中「引渡さなければならない」を「引き渡さなければならない」に改める。

第 15 条中「（（個人演説会の施設の無料使用））」を削り、「を開催させた」を「の開催をさせた」に改める。

第 16 条中「県立学校並びに市立の学校」を「公立学校」に改める。

「第 6 章 標旗又は腕章」を「第 6 章 標旗及び腕章」に改める。

第 17 条中「（（街頭演説））」を削る。

第 18 条第 1 項中「（（自動車等に乗車（船）する者の腕章の着用））」を削り、「よつて」を「より」に改め、同条第 2 項中「（（街頭演説における腕章の着用））」を削り、「よつて」を「より」に改める。

第 19 条中「第 2 条」を「第 17 条」に改め、「標旗及び」の次に「前条第 1 項及び第 2 項の」を加える。

第 20 条第 1 項中「（（出納責任者の届出））」を削り、同条第 2 項中「（（出納責任者の異動））」を削り、同条第 3 項中「（（出納責任者の職務代行の届出））」及び「（（職務代行終了の届出））」を削る。

第 21 条中「（（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出））」を削る。

第 24 条第 2 項中「持出して」を「持ち出して」に改め、同条第 3 項中「てい重に取扱い」を「丁重に取り扱い」に改め、同条第 4 項中「又は」を「、又は」に改める。

第 26 条第 1 項中「（自動車の表示）」を削り、「よつて」を「より」に、「を用いてしなければならない」を「による」に改め、同条第 2 項中「規定による確認書を交付する際あわせて」を「確認書の交付の際、併せて」に改める。

第 28 条第 1 項中「又は」を「、又は」に、「申請しなければならない」を「申請をしなければならない」に改め、同条第 3 項中「あつた」を「あった」に改める。

第 29 条第 1 項中「を掲示しよう」を「の掲示をしよう」に改め、「様式第 22 号」の次に「。次項及び次条において「検印票」という。」を加える。

第 30 条第 1 項中「（（ポスターの検印））」及び「前条の」を削り、「署名して印を押さなければならない」を「署名又は記名押印をしなければならない」に改める。

第 31 条中「よつて」を「より」に改める。

第 32 条中「（（政党その他の政治団体の機関紙（誌）））」を削る。

第 33 条第 1 項中「（以下「政治活動用ビラ」という。））」を削り、同条第 2 項中「政治活動用ビラ」を「ビラ 2 枚」に改める。

第 35 条第 1 項中「よつて」を「より」に改め、同条第 2 項中「規定による確認書を交付する際あわせて」を「確認書の交付の際、併せて」に改める。

第 36 条中「（（再立候補の場合の特例））」を削る。

様式第 4 号及び様式第 5 号中「木製 縦 30 センチメートル」を「 縦 30 センチメートル」に改める。

様式第 5 号の 2 中「第 142 条第 1 項」を「第 142 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 13 号中「印」を削る。

様式第 21 号中「木製 縦 30 センチメートル」を「 縦 30 センチメートル」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。